

# 平成29年度 年末年始建設業労働災害防止強調運動実施要綱

## 1 目的

宮崎県内の建設業における労働災害による死亡者数は、平成19年から28年の10年間で30名に上り、このうち10名が平成27・28年の2年間（各5名）に発生しており、憂慮すべき状況が続いている。昨年度の本件強調運動期間（平成28年12月1日から平成29年1月31日）においては、建設業において3件（12月に交通事故によるもの2件、1月にダンプトラックによる激突され災害1件）の死亡災害が発生した。本年に入っても、10月末日までに3名（昨年同期比同数）の死亡災害が発生しており、予断を許さない状況にある。

死亡災害の発生状況をみると、後進したダンプトラックに激突された災害、大型の移動式クレーンが転倒し車体の下敷きになった災害等、過去に繰り返された災害がいまだに発生している現状にあり、同種災害が繰り返される要因として、基本的な安全管理の取組が徹底されていないことが挙げられ、建設投資額が改善される中、人手不足が顕在化し、安全管理体制がおろそかになっている状況が懸念されている。

また、平成28年の休業4日以上死傷者数は、41人（28%）増の189人と前年より大幅に増加しており、本年1月から10月末日までの休業4日以上死傷災害の発生状況（速報値）においても、前年同月比で3%増加している。発生した136件を分析すると、事故の型では、「墜落・転落」44件（32%）、「はさまれ・巻き込まれ」18件（13%）、「転倒」14件（10%）、「激突され」14件（10%）の順で多く発生しており、昨年と比べると、特に建設機械等重機による「はさまれ・巻き込まれ」災害及び「激突され」災害が多発している。

このような中、年末から年度末の繁忙期においては、労働災害の多発が懸念されることから、本年の労働災害傾向を踏まえた安全管理活動の一層の取組が重要と考える。

以上のことから、年末・年始時期を中心とした12月1日（木）から1月31日（火）までの期間、関係行政機関、労働災害防止団体及び事業者が一体となって、下記4の重点事項を中心とした労働災害防止活動を積極的に推進し、もって建設業の死亡災害撲滅及び休業4日以上労働災害の大幅な減少を図ることを目的とする。

## 2 実施期間

平成29年12月1日（金）から平成30年1月31日（水）

## 3 主唱者

厚生労働省宮崎労働局

（宮崎労働基準監督署、延岡労働基準監督署、都城労働基準監督署、日南労働基準監督署）

国土交通省九州地方整備局

(宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所、宮崎港湾・空港整備事務所)  
農林水産省九州農政局(西諸農業水利事業所)  
宮崎県(県土整備部、農政水産部、環境森林部、宮崎県企業局)  
建設業労働災害防止協会宮崎県支部  
宮崎県港湾漁港建設協会  
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部

#### 4 重点事項

##### (1) 安全管理体制の整備等

- ・ 統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者等の選任と的確な職務の遂行
- ・ 安全衛生教育の計画的実施
- ・ 新規入場者教育の徹底
- ・ K Y活動の充実
- ・ 就業制限業務に係る資格確認の徹底
- ・ 「現場代理人による『安全現場宣言運動』」の取組の徹底

##### (2) 墜落・転落及び飛来・落下災害防止対策

- ・ 民間工事における手すり先行工法の導入
- ・ 高さが2メートル以上の箇所での墜落防止措置の徹底
- ・ 足場等における安全な昇降の徹底
- ・ 足場の組立て等作業主任者の選任と的確な職務の遂行
- ・ 脚立の適正使用とはしごの転位防止措置の徹底
- ・ 足場のメッシュシート、幅木等の飛来・落下防止措置の徹底
- ・ 足場の組立て等の業務に係る特別教育受講の徹底
- ・ ロープ高所作業における危険防止の徹底

##### (3) 建設機械・移動式クレーンの災害防止対策

- ・ 建設機械作業及び移動式クレーン作業に係る作業計画作成の徹底
- ・ 有資格者による運転の徹底
- ・ 建設機械の転落、転倒防止対策の徹底
- ・ 車両系建設機械及び移動式クレーンの作業半径内への立入禁止の徹底
- ・ 主たる用途以外の使用制限の遵守
- ・ 車両系建設機械運転中のシートベルト着用の徹底

##### (4) 地山の崩壊・倒壊災害防止対策

- ・ 地山掘削の作業計画作成と計画に基づく作業の実施
- ・ 掘削面のこう配基準の厳守
- ・ 地山掘削作業主任者の選任と的確な職務の遂行
- ・ 土止め支保工の適切な組立て及び点検の実施

- ・ 斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドラインの周知
- (5) 交通労働災害防止対策
- ・ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の実施

## 5 主唱者の実施事項

### (1) 主唱者の連携による実施事項

- ・ 建設工事現場への合同安全パトロールによる指導

### (2) 関係行政機関及び団体の実施事項

厚生労働省宮崎労働局

(宮崎労働基準監督署、延岡労働基準監督署、都城労働基準監督署、日南労働基準監督署)

- ・ 集中的な監督指導等の実施
- ・ ホームページの活用等による建設労働災害防止対策の周知・啓発

建設工事発注機関

国土交通省九州地方整備局

(宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所、宮崎港湾・空港整備事務所)

農林水産省九州農政局(西諸農業水利事業所)

宮崎県(県土整備部、農政水産部、環境森林部、宮崎県企業局)

- ・ 工事施工計画段階における安全管理対策の確認及び指導
- ・ 現場担当者による安全管理状況の確認及び指導
- ・ 災害発生時の緊急連絡体制の確立及び避難訓練の実施状況の確認

労働災害防止団体

建設業労働災害防止協会宮崎県支部

- ・ 会員事業者に対する建設労働災害防止対策の要請
- ・ 労働災害事例等の情報提供及びリーフレット等の配布

宮崎県港湾漁港建設協会

- ・ 会員事業者に対する建設労働災害防止対策の要請

(公社)建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部

- ・ 特定自主検査業者の検査時等における災害事例等の情報提供及びリーフレットの配布等による啓発

- ・ 会員事業場等が実施する車両系建設機械に係る安全教育に対する援助

## 6 事業場の実施事項

現場代理人等を中心とした現場での安全衛生活動の充実

経営首脳等による現場パトロールの実施

安全衛生教育の実施

建設三大災害(墜落・転落災害、重機災害、崩壊・倒壊災害)防止対策の徹底

ハーネス型安全帯の導入

「現場代理人による『安全現場宣言』運動」の取組  
交通労働災害防止に対する意識の高揚

7 車両系建設機械等貸与者の実施事項

車両系建設機械、移動式クレーン及び高所作業車等の貸与時における技能講習修了証  
の確認

労働災害事例等の情報提供、リーフレットの配布等による啓発

8 その他

(1) 事務局は宮崎労働局労働基準部健康安全課に置く。

(2) 事務局は必要に応じ、関係機関及び関係団体を招集し、連絡会議を開催する。